

令和 5 年

第 9 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和5年 第9回 (定例)・臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和5年6月28日 午前 (後) 3時00分	両津地区公民館 3階 第1学習室
閉会日時	令和5年6月28日 午前 (後) 4時21分	
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分	
出 席 者	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 香遠 正浩		瀧川 紀子
1番委員 池 典比古		岩崎 奈美
2番委員 瀧川 紀子		
3番委員 岩崎 奈美		
4番委員 後藤 まき子		
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育次長	鈴木健一郎	学校教育課
教育次長 兼教育総務課長	磯部 伸浩	課長 柳澤 正二 管理主事 本間 智英
教育次長補佐 兼社会教育課長	市橋 秀紀	
教育総務課		
課長補佐	中田 薫	
総務係主任	小林 唯美	
傍 聴 人	有・ 無	
報告の 要旨	「議事の概要」のとおり	

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会議に付議した事件の題目	
議案第 74 号	佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 75 号	佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 76 号	佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 77 号	佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱について
議案第 78 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校情報について 2 休日の地域クラブ活動の進捗状況について 3 佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正について 4 その他
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
有の場合、別紙のとおり	
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<p>・香遠教育長</p> <p>・柳澤学校教育課長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後3時から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ただ今から令和5年第9回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。・初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、滝川委員と岩崎委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。・次に、日程第2、議案第74号「佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">・この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の改正に合わせて、外国語指導助手の就業規則にも適用させる必要があることから、今回の一部改正をお願いするものであります。・資料4ページの新旧対照表の第16条特別休暇ですが、「出産の日後8週」から「出産の日以後1年」に改めるものであります。・また、第16条第14号の中で、「一の年度において」を「任期中において」と改めるものです。・また、第17号の「参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間」を新たに加えるものです。・同様に次の第19号「妊娠中の女子の外国語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休息し、又は捕食するために必要と認められる時間」も新たに加えるものです。・次に、第16号を第17号に、第17号から第20号までを第18号から第22号までに改めるものです。・さらに、第17条にただし書き及び2号を加えます。ただし書きにつきましては、 「当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。」というものであります。・また、2号は（1）は子の出生の日から8週間を経過する日までの期間内に、外国語指導助手が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び2回目のもので、（2）外国語指導助手が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該参加者が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新
--------------------------------	--

<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 	<p>前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に免職・休職等、第 29 条ですが、括弧書きの「第 31 条第 2 号の日数において同じ。」を加えます。この第 31 条第 2 号の部分につきましては、前に書いてあります「勤務を要しない日及び休日を含む。」も第 31 条第 2 号の日数において適用させるという意味です。 ・ 最後に 7 ページ「休暇及び休職の手続」について、第 33 条で同項第 8 号から第 19 号までを同項第 8 号から第 21 号までに改め、同項第 19 号を同項第 22 号に改めます。また、第 32 条第 1 項を前条第 1 項に改めるものです。この前条第 1 項が第 32 条第 1 項のことになります。改正の説明については以上です。 ・ ただ今の説明に対して質疑等がありますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それではこれより採択いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 74 号「佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 3、議案第 75 号から日程第 6、議案第 78 号及び日程第 7、報告事項の 1 については、「人事及び個人情報に関する内容が含まれている」ことから、また、報告事項の 2 については、「佐渡市地域クラブ活動推進協議会での協議前であること」から、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により「秘密会」としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 挙手 ・ 全会一致によりまして、議案第 75 号から議案第 78 号までと報告事項の 1、及び 2 については秘密会とすることといたします。 <p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 75 号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、磯部教育総務課長より説明する。 ・ 議案第 76 号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、磯部教育総務課長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 77 号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱について」、磯部教育総務課長より説明する。 ・ 議案第 78 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について」、柳澤学校教育課長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 ・磯部教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項1「学校情報について」、本間管理主事より説明する。 ・ 報告事項2「休日の地域クラブ活動の進捗状況について」、柳澤学校教育課長より説明する。 <p>【以上の報告については、質疑を経て終了した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項の3「佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の19ページをご覧ください。地域クラブも中体連の大会に登録可能となったことに伴い、登録クラブが参加する場合も学校の部活動同様の補助制度を受けられるよう、今回改正させていただきました。 ・ 併せて、今までは学校の先生の方で、要保護、準要保護の児童生徒を見ていただき負担のない形で取り扱っていましたが、地域クラブとなると、誰が対象となるかクラブでは分からないので、そのご家庭の方から申請してもらい、無償化するものが今回の改正です。
<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 ・後藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して質疑等がありますか。 ・ この地域クラブ等で、対象となるクラブというのは、例えば体協に所属しているとか、優良指導者がいるという地域クラブではなく、少数のクラブでも、上の大会に行くときには補助金対象となるということですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・磯部教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今考えているのは、従来の部活動でやっていたものが、今後、地域クラブで出ても大丈夫なようにしております。また、部活動に関係ないものは従来どおり、社会教育の補助でお願いしたいと思います。今回、四つの団体が中体連に登録しているかと思しますので、そちらには連絡をさせていただいております。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 ・後藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会に出るということで、中体連に登録したチームのみ教育委員会から補助をするという考え方が今回の要綱の意味合いです。 ・ エンジョイ型とかいろいろ、クラブを超えて参加できるというところで、上位になってという時に、補助対象になっていくのかどうかと思ったところ です。
<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それで言いますと、エンジョイ型の中にある、例えばダンスのクラブチームが、今年度は登録していないが、次年度以降を中体連に登録をすればそのチームが対象になるのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申し訳ありません。エンジョイ型は、基本的に1度きりの体験教室です。毎月違う内容の教室を選ぶことでいろいろな体験をして欲しいというものです。また、継続していくのがスキップ型で、月1回程度で1年間やっても、クラブチームができるかは分かりませんが、そのクラブチームが中体連の大会などに出る時には補助金を受けられます。エンジョイ型も、多くの人が継続して練習するようになると、中体連に登録する可能性も出てくるとは思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・後藤委員 ・市橋社会教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中体連に登録した地域クラブということを考えているのですね。 ・ はい、そのように考えております。

育課長	
・後藤委員	・ わかりました。ありがとうございます。
・磯部教育総務課長	・ 今までは学校の部活動しか中体連の大会に出られなかったものが、登録すれば地域クラブも出られるようになります。
・後藤委員	・ はい。
・磯部教育総務課長	・ 学校のクラブは補助がつくが、地域クラブでは補助がつかないという不平等をなくそうということです。
・後藤委員	・ わかりました。ありがとうございます。
・池委員	・ 中等についても補助金が出る形になりましたか。部活動とか出ていますか。以前に、出るようになる話があった気がしますが。あれは交通費だけでしたでしょうか。
・磯部教育総務課長	・ いえ、それは県の方でやっているのではないのでしょうか。
・池委員	・ 補助金ですか？
・磯部教育総務課長	・ 補助金かどうかは分かりません。
・池委員	・ 県から出ていますか。補助金がどの程度出ているか分からないのですが。
・磯部教育総務課長	・ 補助金ではないのかもしれませんが。
・香遠教育長	・ 出ていないですね。
・池委員	・ ということは、中等の方は遠征に行くのも出ないということですか。
・柳澤学校教育課長	・ 佐渡市の方からは出ていません。
・磯部教育総務課長	・ 出るとしても県立ですので、県からだと思います。
・池委員	・ 県立は分かります。もう一つ、出ていないのであれば、関わるところで、地域クラブ活動に中等の子も入りたいということも出てくると思います。そのチームに入った場合には、補助が出るのか出ないのか。この要綱では「市立学校の児童及び生徒」となっていますが、中等の子が地域クラブに入って活動するとなった時に、これでいくと、中等の子は出ない。地域クラブは合同チームだから、クラブではないですが。そういう形で地域に入ってくる時に、中等の子どもらもそういった補助がどんな取扱いになるのかなということが疑問になります。
・磯部教育総務課長	・ すみません。県の方の動きを把握していないので、それも含めて、対策を考えていきたいと思います。
・香遠教育長	・ 市橋社会教育課長。
・市橋社会教育課長	・ すみません。エンジョイ型、スキップ型、共に中等の子どもたちも参加する方向で考えています。そのため、学校説明、校長会、校長先生への説明会には、中等の先生も招いて説明しております。
・池委員	・ そうであると、これが新しい要綱という形で出るのは今の段階ではどう

<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 ・磯部教育総務課長 ・池委員 ・香遠教育長 ・岩崎委員 ・磯部教育総務課長 ・岩崎委員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・瀧川委員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・香遠教育長 	<p>なのかなという気がします。それがはっきりしないと、新たなという形ではできないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これは、急いでいるのですか。来月に回せますか。 ・ すみません。これは改正後の報告になります。確認をして、必要とあれば更に検討をしていきたいと思います。 ・ 報告でしたね。すみません。 ・ では、今のご指摘に対して確認をし、次回ご説明をさせていただきます。他、いかがでしょうか。 ・ すみません。例えばクラブチームですが、中体連の大会以外の大会がいろいろありますが、その場合は、補助対象は中体連が対象、補助ということでしょうか。 ・ 中体連の大会以外の基準、決まった大会がありますので、そこは同じ条件にしたいと思っております。ただ全部のクラブではありません。 ・ はい。ありがとうございます。 ・ 他にいかがでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 他には質疑なしと認めます。次に、報告事項の4、「その他」ですが、委員の皆様から何かありますか。 ・ 今年度の二十歳のつどいのご案内をいただきありがとうございます。任期3年目で2回参加して、気づいたことと、保護者と生徒さんからも若干あった声ですが、後日写真注文が届いたときに、会場でフリー写真を撮っていたことに気づくそうです。報道のカメラと思って避けていて、最終的に見たら、笑顔いっぱいでの他の学校の人が映っていたのに、知らなくて自分は映らなかったと後から聞くことができました。 ・ 例えば、「後日注文できる写真のカメラマンが会場内を回っています。」と、呼びかけるようなものがあるといいと思います。二十歳のつどいの企画をする子は知っていたかもしれませんが、知らない結構避けたりしているようです。あと、他の保護者からも、比較的手ごろな価格で出ているものがあり、QRコードで期間的に注文できることを後から知って、もっと映っておけば良かったというのを聞いたりもするので、わかりやすく表示していただければと思います。よろしくお願いします。 ・ その他委員の皆様から何かありますか。 ・ 発言なし ・ 無いようですので、日程第7「報告事項」はこれで終了いたします。 ・ 日程第8「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。【次回の会議は、7月26日（水）に定例会を開催したい旨を説明した。】 ・ 以上で令和5年第9回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後4時21分終了</p>
---	--